

【資料】 国際海洋法裁判所「ルイザ号事件」 2013年5月28日判決

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】 「ルイザ号事件」（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン）国際海洋法裁判所判決
判決
Paik裁判官の個別意見

はしがき

以下に訳出するのは、2013年5月28日に国際海洋法裁判所（ITLOS）が言い渡した「ルイザ号事件（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン）（第18号事件）に関する判決である。

この判決に先立って、この事件について2010年12月23日に暫定措置命令が言い渡されている（本誌前号で訳出¹⁾）。本判決は、この事件の本案である。

この暫定措置命令で、裁判所は、暫定措置を指示するための一応の管轄権（*prima facie jurisdiction*）がないとして、暫定措置を指示しなかった。一応の管轄権と本案管轄権の関係は難しく、一応の管轄権はどの程度の本案管轄権が必要なのか色々議論がある。一般には一応の管轄権が認められれば本案管轄権も認められることが多いが、これが認められなかった例もいくつかある²⁾。ただ、一応の管轄権すら認められなかった事案で、本案管轄権が認められること

- 1) 佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『ルイザ号事件』2010年12月23日暫定措置命令」『西南学院大学法学論集』53巻1号（2020年）175頁以下。
- 2) 佐古田「同上資料」176-177頁参照。

は、まず考えられない。本件判決において、裁判所の管轄権がないという結論が示されたのは、当然といえよう。

暫定措置命令の翻訳に当たり参考としてPaik裁判官の個別意見を訳出したので、本資料でも、判決に付された同裁判官の宣言を参考として訳出した。適宜参照してもらいたい。

【翻訳】「ルイザ号事件」（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン）国際海洋法裁判所判決

目次³⁾

I. 序	1～ 37項
II. 両国の申立	38～ 43項
III. 事実の概要	44～ 69項
IV. 管轄権	70～155項
(1) 宣言の範囲	74～ 87項
(2) 一応の管轄権と本案管轄権	88～ 92項
(3) 紛争の主題と紛争の存在	93～155項
V. 裁判費用	156～159項
VI. 主文	160項

判決

臨席者：YANAI所長；Vice-President HOFFMANN次長；MAROTTA、RANGEL、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、TÜRК、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官；GAUTIER書記

ルイザ号事件において

（訳者注：セントヴィンセント及びグレナディーン諸島代表団8名及びスペイン代表団7名の氏名と職位を省略）

3) 訳者注：判決原文の目次にはページの数字が記されているが、ここではパラグラフ（項）の数字を記した。また、判決原文の目次には、(1)、(2)、……の記号は付されていないが、ここでは分かりやすいようにこの記号を付した。

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議を行った結果、
次のとおり判決を言い渡す。

I. 序

1. 2010年11月23日付の書簡(2010年11月24日に電子的な方法で当裁判所書記が受理した)により、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、国際海洋法裁判所規則(以下「ITLOS規則」とする。)54条に基づき、ルイザ号(M/V “Louisa”)の抑留に関する紛争においてスペイン王国(以下「スペイン」とする。)に対して裁判手続を開始する請求訴状を提出した。これと同じ書簡で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、国連海洋法条約(以下「海洋法条約」または「条約」とする。)290条1項に基づき暫定措置要請書を提出した。2010年11月24日に、裁判所書記は、スペインの外務・協力大臣に対し本件請求訴状と上記暫定措置要請書の認証謄本を送付し、また別途駐ドイツ・スペイン大使にも送付した。2010年12月9日に、裁判所書記は、本件請求訴状と上記要請書の原本を受理した。

2. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その請求訴状において、当裁判所の管轄権の基礎として、海洋法条約287条に基づき両当事国が行った宣言を援用した。

3. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その請求訴状において、国際海洋法裁判所規程(以下「ITLOS規程」とする。)15条3項に基づき、本件請求訴状と上記要請書を当裁判所の簡易手続裁判部に移付するよう、要請した。裁判所書記は、2010年11月24日付の口上書で、スペイン政府に対し、2010年11月26日までのできるだけ早い時期にこの要請書に関する自国の立場を通知するよう、要請した。スペイン代理人は、2010年11月26日付の通知により、当裁判所に対し、スペインはセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の要請に同意しないこと、及び、当裁判所に対しITLOS規程13条3項の定めるところに従い

本件事件を審理し決定を行うよう要請すること、を通報した。

4. 2010年11月24日に、本件事件は第18号事件として総件名簿に記載された。

5. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の法務大臣は、裁判所書記に対し、G. Grahame Bollers氏を代理人として、Rochelle A. Forde女史とS. Cass Weiland氏を共同代理人として、次の権限を与えたことを通知した。

「セントヴィンセント及びグレナディーン諸島のために、国際海洋法裁判所において、スペイン王国に対して、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の旗を掲げるルイザ号とその給仕船（tender）の抑留に関して、請求訴状と暫定措置要請書を作成すること」

6. 2010年11月25日付書簡で、スペイン外務・協力大臣は、裁判所書記に対し、同国の代理人として外務・協力省法律顧問であるConcepción Escobar Hernández女史を任命したことを、通知した。

7. 2010年11月24日付の口上書により、裁判所書記は、ITLOS規程24条3項に基づき、海洋法条約締約国に対して、本件請求訴状と上記要請書について通報した。

8. 2010年11月26日付の書簡により、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—海洋法裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し本件請求訴状と上記要請書について、通知した。

9. 2010年12月23日に、当裁判所は暫定措置命令を言い渡した。当裁判所は、この命令において、次のことを決定した。

1. 17対4で

両当事国が当裁判所に対し示した状況は、当裁判所が海洋法条約290条1項に基づき暫定措置を指示する権限の行使を必要とするような状況ではない。

[...]

2. 17対4で

両当事国が本件裁判手続に関して負担した費用についての申立は、最終決定における検討に留保する。

[...]」

10. 2010年12月23日に、この暫定措置命令の写しが両当事国に渡された。2011年1月7日付の書簡で、この命令の写しが国連事務総長にも渡された。

11. 2011年1月11日に、裁判所長は、ITLOS規則45条に基づき、裁判手続の問題についての両当事国の意向を確認するため、両国と電話協議を行った。

12. 裁判所長は、両当事国の意向を確認した上で、2011年1月12日付の命令で、ITLOS規則59条に基づき、本件事件の訴答書面の提出期限を次のように定めた。

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の申述書：2011年5月11日

スペインの答弁書：2011年10月11日

2011年1月12日に、裁判所書記は、両当事国に対しこの命令の写しを渡した。

13. 2011年4月11日付の書簡で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人は、同国の申述書の提出期限の延期を要請した。裁判所長は、両当事国の意向を確認した上で、2011年4月28日付の命令で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の申述書の提出期限を2011年6月10日に延期した。2011年4月29日に、裁判所書記は、両当事国にこの命令の写しを渡した。

14. 2011年6月10日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の申述書が適切に提出された。

15. 2011年9月30日付の命令で、当裁判所は、ITLOS規則60条に基づき、2011年1月11日に裁判所長が両当事国と行った協議で得られた合意を考慮して、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の抗弁書とスペインの再抗弁書の提出を認め、本件裁判におけるこれらの訴答書面の提出期限を次のように定めた。

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の抗弁書：2011年12月11日

スペインの再抗弁書：2012年2月11日

2011年10月1日に、裁判所書記は、両当事国にこの命令の写しを渡した。

16. 2011年10月4日付の書簡で、スペイン代理人は、同国の答弁書の提出期限の延期を要請した。裁判所長は、両当事国の意向を確認した上で、2011年11月4日付の命令で、申述書と本件裁判での今後の訴答書面の提出期限を次のように延期した。

スペインの申述書：2011年12月12日

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の抗弁書：2012年2月10日

スペインの再抗弁書：2012年4月10日

17. 2011年12月12日に、スペインの答弁書が適切に提出された。2012年2月10日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の抗弁書が適切に提出された。2012年4月10日に、スペインの再抗弁書が適切に提出された。

18. 2012年1月13日にハンブルグで開催されたセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人とスペインの代理人との協議において、裁判所長は、裁判の指揮と口頭弁論の進め方について、両当事国の意向を確認した。

19. 2012年4月27日付の書簡で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、当裁判所に対し、次のことを要請した。

「(ITLOS規則) 81条と82条に基づき実施する調査と収集する関連証拠として、以下のものを含めること。

(1) 2010年10月27日付のカディス (Cadiz) 第四予審裁判所の予審起訴決定 (*Auto de Procesamiento*)。これには、この文書の真实性と正確な作成日及びこの文書が、2010年12月にハンブルグで公開されるまで秘匿されていた理由を含むが、これらに限らない。 [...]

(2) 2010年7月29日付の報告書。 [...]

(3) スペイン王国代表者とカディス第四予審裁判所の間で交わされた関連の連絡書面。」

20. 2012年6月19日付の書簡で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、上記要請に関係する追加情報を提出した。スペイン代理人は、2012年5月10日付の書簡と6月20日付の書簡で、2012年4月27日の上記要請に対し異議を申し立てた。

21. 2012年5月15日付の書簡で、裁判所書記は、両当事国に対し、この問題を弁論に先立ち当裁判所で扱う旨を通知した。2012年9月4日付の別の書簡で、書記は、両国に対して裁判所長の次の見解を通知した。すなわち、提起されたこの問題は、更なる追加情報の主題及び弁論時の主張の主題となる可能性があるの

で、当裁判所は、適当な場合には、両国の意見を聴取した上でこの問題について判断を行うこととする。

22. 2012年7月4日付の命令で、裁判所長は、両当事国の意向を確認した後に、口頭手続の開始日を2012年10月4日と定めた。裁判所書記は、2012年7月4日に両国にこの命令の写しを渡した。

23. 2012年9月11日に、裁判所長がセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人及びスペインの代理人と電話で協議を行い、口頭弁論の進め方について両国の意向を確認した。

24. 2012年9月28日にセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人が、2012年10月1日にスペインの代理人が、それぞれ、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項が要求する資料を提出した。

25. 2012年10月1日と2日に、当裁判所は、口頭手続の開始に先立って、ITLOS規則68条に基づき冒頭評議を行った。

26. 2012年9月26日付の書簡で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人は、ITLOS規則71条に基づき、追加の裁判書類の提出を認めるよう要請した。同日、裁判所書記は、同規則71条4項に基づき、スペインの代理人に対し、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島のこの要請について、スペインの見解を通知するよう求めた。スペインの代理人は、2012年9月28日付の書簡で、この要請に対し異議を申し立てた。その後、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人は、2012年10月3日付の書簡で、この要請を修正した。この書簡の写しが、スペインの代理人に渡された。スペイン代理人は、2012年10月3日付の電子的な連絡により、追加書類の作成についてのスペインの異議を維持した。

27. 2012年10月2日に開催された上記冒頭評議に従い、また2012年10月4日の口頭弁論に先立って行われた協議で両当事国の意向を確認した後に、裁判所長は、両国に対し、ITLOS規則71条2項に基づき、要請のあった書類のうち2点のみ(ルイザ号の写真1葉と、2010年5月24日のAlgeciras第四予審裁判所第147号判

決の英文翻訳)を裁判所が受理することとした、と通知した。

28. 2012年10月2日付の書簡で、裁判所書記は、ITLOS規則76条1項に基づき、裁判所が両当事国に弁論で特に取り上げるよう希望する質問の一覧を、通告した。その質問は、以下である。

原告に対して：

1. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が自国の旗を掲げていないジェミニⅢ号の釈放を要請する法的正当化事由は何か。

被告に対して：

2. 船舶が長期に抑留され、その抑留により必ずしも船主の責任という結果が生じない場合、その抑留により船主が被った金銭的損害についての賠償金に関するスペイン法規定はあるか。
3. 2010年7月29日にカディス裁判所はルイザ号の船主に対して同船の今後に関する3つの選択肢を指示した命令を発出したが、その選択に係る期限とその命令の目的を明確にすることができるか。その3つの選択肢とは、2006年2月1日以降同船はPuerto de Santa Maríaで抑留されていることを留意した上で、船主が保守管理を行う、保管者を指名する、売却する、である。

両当事国に対して：

4. 本件事件に適用されるスペイン刑法は、国連海洋法条約の諸規定(303条を含む。)その他の国際法規則(特に2001年11月2日のユネスコ水文化遺産保護条約を含む。)に合致しているか。
5. スペイン内水内に所在する外国船舶への乗船と搜索を規律する適用可能なスペイン法の条項は何か、また、その条項は本件事件において遵守されたか。これに関して、スペイン王国が従わなければならない何らかの国際義務はあるか。
6. 外国船舶が刑事裁判手続が行われているときに港に抑留され、船主が同船に立ち寄ることが認められていない場合、どうすれば、船主は堪航性についての国際義務を履行しているといえるか。

両当事国は、口頭弁論において、これらの質問を取り上げた。また、これに加えて、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人は2012年10月11日付の書簡でこれらの質問に対し書面で回答した。

29. 2012年10月4日から12日まで、当裁判所は13回の公開廷を開いた。これらの公開廷において、当裁判所は下記の者による陳述を聴取した。

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島のために：(訳者注：陳述者4名の氏名を省略)

スペインのために：(訳者注：陳述者3名の氏名を省略)

30. 2012年10月4日、5日及び6日に開かれた公開廷において、下記の証人と鑑定人がセントヴィンセント及びグレナディーン諸島により招聘された。

Alba Avella女史(娘)：証人

(S. Cass Weiland氏(原告側共同代理人)から尋問を、Escobar Hernández女史(スペイン代理人)から反対尋問を受けた)

Mario Avella氏(父)：Sage社の独立請負人/Sage社代表、証人

(S. Cass Weiland氏から尋問を、Aznar Gómez氏(原告側補佐人兼弁護人)とEscobar Hernández女史から反対尋問を、S. Cass Weiland氏から再尋問を受けた)

(訳者注：鑑定人2名について省略)

31. 2012年10月8日、9日及び10日に開かれた公開廷において、下記の鑑定人がスペインにより招聘された。

(訳者注：鑑定人4名について省略)

その証言の際、McAfee氏(原告側鑑定人)とPallín氏(被告側鑑定人)は、ITLOS規則76条3項に基づくCot裁判官とLucky裁判官のそれぞれによる質問に対し、回答した。Martínez de Azagra Garde女史(被告側鑑定人)とPallín氏はスペイン語で証言を行い、両氏はEscobar Hernándezスペイン代理人兼補佐人兼弁護人からスペイン語で尋問及び再尋問を受けた。ITLOS規則85条の規定に従い、これら鑑定人の陳述とEscobar Hernández女史による質問について、裁判所公用語に通訳するため必要な調整が行われた。

32. 口頭手続において、両当事国は、いくつかの陳述用資料（写真、地図及び裁判書類の一部抜粋を含む。）をスクリーンに投影した。
33. この弁論は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。
34. ITLOS規則67条2項の定めるところに従い、訴答書面とその附属文書の写しが、口頭手続の開始の際に公開された。同規則86条1項の定めるところに従い、各公開廷の逐語記録が、その弁論の際に使用された裁判所公用語で裁判所書記局により作成された。同規則86条4項の定めるところに従い、この逐語記録の写しが、本件裁判に臨席した裁判官と両当事国に回覧された。この逐語記録は、また、電子的な形式で公開された。
35. 2012年10月10日の口頭弁論の際に、裁判所長は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人及びスペインの代理人と協議を行い、手続事項について両国の意向を確認した。
36. 2012年10月11日付の書簡で、裁判所書記は、ITLOS規則76条1項に基づき、裁判所が両当事国に特に取り上げるよう希望する追加の質問の一覧を通知した。その質問は、以下である。
- 「1. ルイザ号は、いかなる許可に基づいて、スペインの内水と領海において活動を行うことが許されたのか。これに関して、原告の申述書附属書6に記載された許可が発出される前にまたは発出された後に、別の許可が発出されることはあったか。また、それぞれの許可の有効期限はいつか。この別の許可の写しを提出することは可能か。
2. ジェミニⅢ号は、いかなる許可に基づいて、スペインの内水と領海において活動を行うことが許されたのか。これに関して、原告の申述書附属書6に記載された許可が発出される前にまたは発出された後に、別の許可が発出されることはあったか。また、それぞれの許可の有効期限はいつか。この別の許可の写しを提出することは可能か。
3. その許可に基づき、これらの活動の結果についてスペイン当局に対し何らかの報告があったのか。また、仮にそうだとすると、その報告の写しを提出することは可能か。

4. Sage社とTupet社の間で締結された契約の内容は何か。その契約の写しを提出することは可能か。
 5. ジェミニⅢ号の使用に関してPlangas社と締結された契約の内容は何か。その契約の写しを提出することは可能か。
 6. 国際法に従った国内的救済を尽くすために、スペイン法上、この事件において今後行われなければならない法的手続は何か。
37. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島とスペインは、それぞれ2012年10月17日付書簡と18日付書簡で、これらの質問に回答した。

II. 両当事国の申立

38. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その請求訴状において、当裁判所に対し次のことを判断し宣言するよう要請した。
- 「1. 被告は、国連海洋法条約73条、87条、226条、245条及び303条に違反したこと、
 2. 原告は、本案に関して本件裁判において証明された通りの損害の賠償を請求する権利を有すること、また、その金額は1000万ドルを下回らないこと、及び、
 3. 原告は、すべての弁護士料、裁判費用及び負担したその他の支出の支払いを求める権利を有すること。
39. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その申述書において、当裁判所に対し次のことを要請した。
- 申述書2項において：
- 「(a) この申述書は受理可能であること、原告の主張は十分に根拠があること、及び、被告は、国連海洋法条約（以下「条約」とする。）に基づく義務に違反したこと、
 - (b) 被告に対し、ルイザ号とその給仕船ジェミニⅢ号を返還するよう、命じること、

- (c) 2006年以降に差し押さえられた科学的調査データと財産を返還するよう、命じること、
- (d) 被告に対し、被告が行った不適當かつ不法な行動についての直接損害について500万ドルの賠償金を支払うよう、命じること、
- (e) 被告に対し、被告が行った不適當かつ不法な行動についての間接損害について2500万ドルの賠償金を支払うよう、命じること、及び、
- (f) 被告に対し、本件要請に関連して原告が負担した裁判費用を支払うよう、命じること。この費用には、代理人料、弁護士料、鑑定人料、交通費、宿泊費及び生活必需品を含むが、これらに限られない。」

申述書86項において：

- 「(a) 本件要請は受理可能である、と宣言すること、
- (b) 被告は、条約73条、87条、226条、245条及び303条に違反した、と宣言すること、
- (c) 被告に対し、ルイザ号とジェミニⅢ号を釈放し及び差し押さえた財産を返還するよう、命じること、
- (d) 乗組員の抑留が違法である、と宣言すること、
- (e) 3000万ドルの賠償金の支払いを命じること、及び、
- (f) 裁判所が定める通りの合理的な弁護士料及び本件要請に関連する裁判費用を支払うよう、命じること。」

40. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その抗弁書30頁で、次の申立を行った。

「[...] セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、裁判所に対し、管轄権を受け入れ、73条、87条、226条、227条、245条及び304条の違反を認定し、及び我が国が要請するように損害賠償、弁護士料金及び裁判費用の支払いを命令することを、求める。」

41. スペインは、その答弁書191項で、次の申立を行った。

「[...] スペインは、原告の申述書の2項及び86項で示された要請を棄却するよう、慎んで裁判所に求める。したがって、スペインは、裁判所に対し次

の命令を行うよう求める。

(5) 嘗れ高き海洋法裁判所は本件事件において管轄権を有さない、と宣言すること、

(6) 仮にこれが認められなかった場合、補充的に、スペインは海洋法条約上の義務に違反したとする原告の主張は十分な根拠がない、と宣言すること、

(7) したがって、原告が行った要請すべてを、棄却すること、及び、

(8) 原告に対し、本件裁判において被告が負担した裁判費用を支払うよう、命じること。この費用には、代理人料、弁護士料、鑑定料、交通費、宿泊費及び生活必需品を含むが、これらに限られない。

42. スペインは、その再抗弁書61項で、次の申立を行った。

「スペインは、本件裁判において裁判所は管轄権を持たないと宣言するよう、慎んで裁判所に求める。仮にこれが認められなかった場合、補充的に、スペインは、スペインが海洋法条約上の義務に違反したとする原告の主張は明らかに根拠がないと宣言するよう、裁判所に求める。その結果、スペインは、裁判所に対し、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が行った要請のすべてを棄却すること、及び、本件裁判に関連してスペインが負担したすべての費用の支払いをセントヴィンセント及びグレナディーン諸島に義務づけることを、求める。」

43. ITLOS規則75条2項に従い、両当事国は、弁論における最後の陳述を終えるに当たり、次の最終申立を示した。

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島のために：

「原告は、裁判所に対し、以下の措置を指示するよう要請する。

(a) 裁判所は本件要請に対する管轄権を有する、と宣言すること、

(b) 本件要請は受理可能である、と宣言すること、

(c) 被告は海洋法条約73条2項と4項、87条、226条、227条、300条及び303条に違反した、と宣言すること、

(d) 被告に対し、ジェミニⅢ号を釈放し及び差し押さえた財産を返還するよ

- う、命じること、
- (e) ルイザ号とジェミニⅢ号への乗船とこれらの船舶の抑留は違法である、と宣言すること、
- (f) Mario Avella、Alba Avella、Geller Sandor及びSzuszkzy Zsoltの抑留は違法であり海洋法条約に違反する人権侵害である、と宣言すること、
- (g) 被告は、Mario Avella、Alba Avella、Geller Sandor、Szuszkzy Zsolt及びJohn B. Fosterに対し裁判拒否を行い、またJohn B. Fosterの財産権を侵害した、と宣言すること、
- (h) 被告は、Mario Avella、Alba Avella、Geller Sandor、Szuszkzy Zsolt、John B. Foster及びSage Maritime Scientific Research社の利益に対して報復することを禁じられる、と命じること（禁じられる措置には、スペイン国内裁判所におけるこれらの者への逮捕、抑留若しくは訴追または彼らの財産の差し押さえ若しくは没収を求めるすべての手続きの開始を含む）、
- (i) 被告は、Mario Avella及びJohn B. Fosterの利益に対していかなる行動をとることも禁じられる、と命じること（禁じられる行動には、スペイン国内裁判所におけるこれらの者への訴追の継続を含む）、
- (j) 下記の者に対し、下記の金額の賠償金及び法定利息を支払うよう、命じること、
- (1) Mario Avella：810,000ユーロ
 - (2) Alba Avella：275,000ユーロ
 - (3) Geller Sandor：275,000ユーロ
 - (4) Szuszkzy Zsolt：275,000ユーロ
 - (5) John B. Foster：1,000ユーロ
- (k) 被告に対し、Sage Maritime Scientific Research社に、損害について4,755,144米ドルの金額の賠償金及び事業機会喪失について350万～400万米ドルの間での追加金額の賠償金を支払うよう、命じること
- (l) 被告に対し、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島に、その尊厳、一体性及び船舶登録事業に生じた費用と損害について50万ユーロの賠償

金を支払うよう、命じること、及び、

(m) 本件要請に関連して裁判所において確証される合理的な弁護士料及び裁判費用(50万ユーロを下回らない金額)の支払いを判示すること。」

スペインのために：

「書面手続において示した口頭陳述において詳細に説明した理由で及びその他の理由で、スペイン王国は、国際海洋法裁判所に対し、次のことを判示し及び宣言することを要請する。

1. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が提出した請求訴状は受理可能ではなく、却下されなくてはならないこと、
2. 誉れ高い当裁判所は、本件事件において管轄権を持たないこと、
3. 補充的な主張として、スペインが海洋法条約上の義務に違反したとする原告の主張は十分な根拠がないこと、
4. したがって、原告による要請のそれぞれ及びすべては棄却されなくてはならないこと、
5. 原告に対し、裁判所が決定することに従い、本件裁判に関連して被告が負担した裁判費用(50万米ドルを下回らない)を支払うよう命じること。」

Ⅲ. 事実の概要

44. ルイザ号は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の旗を掲げる船舶である。2006年2月1日に同船が抑留された時、同船はSage Maritime Scientific Research社により運航されていた。同船の船主は、Sage Maritime Partners社であり、同社はSage Maritime Scientific Research社の子会社である。両者は、アメリカ合衆国のテキサス州において登録されていた。

45. 2004年8月20日、ルイザ号はスペインのカディス港に到着した。同船は、カディスに到着した時から2004年10月まで、スペインの領海と内水において運航した。

46. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島によると、ルイザ号は、2004年4月5日に発行された許可証に基づいて、石油とガスの鉱床の場所を見つける目的で海底の調査を行った。この許可証は、スペイン環境省が、Tupet Sociedad de Pesquisa Marítima社に対して発行したものであり、同社はSage Maritime Scientific Research社の事業提携者であった。セントヴィンセント及びグレナディーン諸島によると、このTupet社の許可証発行の申請は、「Andalusia州とGalicia州の水域における音響測深調査と動画・写真調査」のためであった。同国は、また、この許可証は、12ヵ月間、「海底における環境影響報告書を作成するため、海底からサンプルを抽出すること」を許可するものであった、という。

47. 2012年10月11日に当裁判所が両当事国に対して示した質問に回答して、2012年10月17日にセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が提出した情報によると、Sage Maritime Scientific Research社とTupet Sociedad de Pesquisa Marítima社の関係は、2004年6月9日付の「海洋地形構造の探査及び調査のための協定」により規律された。その協定の1条1.01項の関連する部分は、次のように規定する。

「Sage社及び契約者（Contractors）は、海洋地形構造を調査するための海洋調査及び探査を実施することに同意する。

(i) 契約者は、海洋地形における様々な地形構造を調査するためSage社と専属的に作業を行うことに同意する。

(ii) 海洋調査及び探査を行っている際に偶然に契約者及びSage社が歴史的遺物、沈没した船舶その他の価値ある遺失物を発見した場合には、契約者及びSage社は、所有者（sovereign owner）の法の定めるところに従い、これらの物の取得を行い又はこれらの物が有する価値についての支払いを行うことに同意する。

(iii) 契約者及びSage社が偶然に沈没船を発見した場合には、当該船舶の最高位の所有者の法の定めるところに従い、当該船舶を引き揚げることに同意する。また、当該沈没船の引き揚げを行っているときに発見された他の

沈没船についても、同様とする。契約者は、この協定以外に、これら沈没船の引き揚げ作業に関して、他の団体、個人又は団体との間で契約、協定、了解又は交渉を行っておらずまた今後も行わないことに同意する。契約者は、この協定の有効期間において、Sage社以外の者のためにいかなる船舶についても発見者の権利又は引き揚げ許可を取得しないことに同意する。Sage社は、この協定の有効期間において契約者及びSage社が発見した沈没船、歴史的遺物その他の価値ある物を引き揚げる作業を行うための『先買権 (First Right of Refusal) 』を有するものとする。」

この協定の1.03項の関連する部分は、次のように規定する。

「(i) この協定に基づき契約者が行うすべての行動は、独立契約者として行われるのであって、Sage社の被用者として又はSage社の子会社として行われるのではない。契約者は、いずれかの国の法により契約者に課せられるすべての税金（その性格を問わない。）について完全に責任を負うことを理解し及びこのことに同意する。

(ii) Sage社は、この契約が発効する日から毎月、この契約に基づき行われる任務について、Luis A. Valero de Barnabe Gonzalezに3,000ユーロ、Claudio Bonifacioに2,500ユーロ、及び2人の補助者のそれぞれに1,000ユーロを支払うことに同意する。両契約当事者は、1ユーロに対し1.3米ドルの為替レートとすることに同意する。Sage社は、契約者に対し、事業を行った各月の最終営業日に支払いを行うものとする。」

この協定の1.04項の関連する部分は、次のように規定する。

「回収物の分配及び回収物についての支払い：通常の海洋探査及び調査を行っている際に、Sage社及び契約者が偶然に沈没船、歴史的遺物又は価値のある物を見つけた場合、両契約当事者は、すべての利害当事者に対するこれらの物の分配、査定及び均衡ある代償に関する次の条件について同意する。

[...]

(viii) Sage社と契約者は、引き揚げ作業中に発見され同定されるすべての価

値ある回収物（ローマ、フェニキアその他の外国起源と推定される物を含む。）は、回収物の分配又は回収物についての支払額の判断において全評価額に含まれることに、同意する。回収物には、金製の棒、金製の盤、金製の鎖、金貨（2エスクード、4エスクード、8エスクード）、様々な銀製品（銀の延べ棒、銀製の楔など）、銀器、金めっきの銀器、銀貨（1レアール、2レアール、4レアール、8レアール）、航行用器具、宝石類（裸石かどうかを問わない。）、[...]、アクセサリ [...]、宗教的遺物 [...] 青銅製の砲、剣、マスケット銃、短剣、その他すべての価値ある物を含むが、これらに限られない。」

この協定の写しを当裁判所が要請するまで原告が提供しなかったことを、当裁判所は残念に思う。

48. 2004年10月以降、ルイザ号はスペインのEl Puerto de Santa María港に任意に入渠していた。同船は、その後2006年2月1日に、この場所でスペイン当局により乗船され、捜索を受け、抑留された。スペイン当局によると、船内の捜索の際に、「海底の考古物の様々な破片が発見され、また5丁の突撃銃（兵器（weapons of war）と思われる）と1丁の拳銃も発見された。

49. スペイン当局によると、ルイザ号の乗船と捜索が行われたのは、カディス第四予審刑事裁判所の2005年11月30日付の命令により開始された予審手続きに係る、とのことであった。

50. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島によると、同船への乗船と捜索はルイザ号船長（当時船内にいなかった）の許可なく行われ、また、同国の領事機関への通告もなかった。

51. スペインは、その答弁書で、2006年3月15日にジャマイカのキングストンにある同国大使館が、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の外務商務貿易省に「『すべての必要な手続きのために』ルイザ号への立ち入りと捜索（entry into and search）」について通報する口上書を送付した、と述べている。

52. その2006年3月15日の口上書の関連する部分は、以下である。

「スペイン大使館は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の外務商

務貿易省に口上書文を送り、2月1日と2日にカディス第四裁判所は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の旗を掲げるルイザ号への登録(entry and registration)の手続きに入ったことを通知する光栄を有する。

当大使館は、すべての必要な手続きのために、この通知がセントヴィンセント及びグレナディーン諸島における関連当局に伝達されるよう、要請する。」

53. これに対し、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、次のように主張する。

「これがセントヴィンセント及びグレナディーン諸島に適切に連絡がなされたという証拠はない。仮にその連絡があったとしても、旗国に全く通告されていない。[...]原告は、これらの文言は、外国の旗を掲げる船舶への乗船と捜索(boarding and search)を連絡したとはいえない、と主張する。」

54. 口頭弁論の終了時点で、当該船舶はカディス第四予審裁判所が開始した刑事手続との関連で抑留されたままであった。2010年10月27日に同裁判所が下した予審起訴決定によると、ルイザ号が抑留されたのは、スペイン刑法に基づき、「兵器を所持し及び保管した犯罪[...]並びにスペインの歴史的考古物に損害を与えた継続的犯罪」を行ったことについて「道具として直接的関係があるため」であった。

55. 2006年2月1日に、スペイン当局は、第二の船舶「ジェミニⅢ号」を抑留した。この船舶は、2005年2月に、Sage Maritime Scientific Research社が購入していた。

56. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島によると、2005年初の数ヵ月の間は、ジェミニⅢ号は、それまでルイザ号が行っていた活動を担っていた。また、ジェミニⅢ号のすべての活動は2005年4月に終了し、その後同船は、2005年9月5日付の裸備船貸借契約に基づき、Sage Maritime Scientific Research社からPlangas社に備船された。このPlangas社は、スペインのCiudad Real市で登録された会社である。この契約の締結は、ジェミニⅢ号と、環境計画に付随する海洋作業を行うために必要な装置を貸借するためである、という。

57. これに対し、スペインによると、2005年12月15日まで、ジェミニⅢ号はスペインのPuerto Sherryの乾ドックに入った、という。
58. ジェミニⅢ号は、長さ11.5メートルで、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島で登録されていない。同国の説明では、同船の登録地は、アメリカ合衆国でもオランダでもなく、またいずれの国でも登録されていない。両国が提出した資料からは、ジェミニⅢ号の登録地について確実なものはないようである。
59. ルイザ号の抑留と同じ日に、スペイン当局は、3人を逮捕し拘置した。その3人は、乗組員でハンガリー国籍を有するGeller Sandor氏とSzuszy Zsolt氏と、他の乗組員（Mario Avella氏）の娘で米国民であるAlba Avella女史、である。当法廷におけるAvella女史の証言によると、同女史はジェミニⅢ号の乗組員ではなく、旅行者として父親を訪問していたのであり、スペインでの滞在中はルイザ号に居住していた、という。
60. Avella女史の証言によると、自分が抑留されていた拘置所は、警察署の地下にある小さな部屋で、椅子がなく、ベッド・浴室もなかった。自分は、逮捕されてから2006年2月6日までの5日間、裁判官から尋問を受けた。また、自分と他の2人のハンガリー国籍の乗組員は、その2月6日に拘置所から釈放された、という。しかし、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島によると、3人は、スペイン当局から8ヵ月もの間パスポートを取り上げられたためスペインから出国することができず、その間、各人はスペイン当局に定期的に報告しなければならなかった、という。これまでにAvella女史、Sandor氏あるいはZsolt氏が起訴されたという記録はない。
61. これに対し、スペインは、次のように主張した。
- 「Avella女史（娘）、Avella氏（父）及び2人のハンガリー人乗組員の基本的権利は、侵害されていない。彼らは、厳格に法律を遵守して抑留された。自身の権利について告知されている。裁判官のところに出頭し、聴聞を受けている。彼らは、自分たちの権利と利益を擁護するため、書面による陳述、申請及び訴えを提出することができた」。

62. Avella氏(父)は、米国民であり、2006年5月に欧州逮捕状に基づき逮捕された。同氏は、ポルトガルで裁判官のところに出頭した後に、スペイン当局に引き渡された。同氏は、2007年2月まで、スペインにおいて抑留された。釈放された後、スペイン当局によりパスポートが取り上げられ、同氏はスペイン当局に対し定期的に報告しなければならなかった。Avella氏(父)は、2008年4月に駐バルセロナ・合衆国領事から新パスポートが発行されるまで、スペインを離れることができなかった。

63. カディス第四予審裁判所は、2010年3月1日の命令で、「カディス州沖合のスペイン水域に沈んでいるスペインの歴史的遺産に属する船舶の様々な破片を2005年に採取した行為」と「兵器の所持及び保管の罪」に関する前述49項で言及した予審手続を、「簡易手続 (*procedimiento sumario*)」に変更した。スペインによると、この簡易手続は、「その名称から推測されるような『簡易な』手続ではなく、被告人にとって最も法的に保護と権利が厚い手続である」、という。

64. 2010年10月27日にカディス第四予審裁判所が発出した予審起訴決定によると、Avella氏(父)は、「兵器を所持し及び保管した犯罪行為」で起訴された。米国民であるJohn Foster氏もまた、一セントヴィンセント及びグレナディーン諸島によるとルイザ号の「受益的所有者」である一、「兵器を所持し及び保管した犯罪行為並びにスペインの歴史的遺産に損害を与えた継続的犯罪行為」で同予審起訴決定において起訴された。

65. 2010年10月27日の予審起訴決定に対する訴えは、2010年12月17日に「関係者」により提出された。2011年10月31日の命令で、この予審起訴決定は支持された。スペインによると、当裁判所での口頭弁論の時点で、上記命令に対する訴えは、カディス県裁判所(Audiencia Provincial)に継続中とのことである。

66. 2008年6月10日に、カディス第四予審裁判所の予審判事は、Foster氏に対して、陳述を行うため出頭するよう命じた。Sage社の弁護士は、Foster氏にビデオ会議を通じての陳述を行うことを許可するよう請願したが、2008年7月22日に同予審判事はこの請願を却下した。しかし、カディス第四予審裁判所の別の予審

判事による2011年7月12日の命令に従い、Foster氏は、2011年7月21日に、「テキサス州ヒューストンにおいてスペイン総領事館内からのスカイプによる陳述を行った」。

67. 2011年6月10日に提出されたセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の申述書によると、「Sage社は、カディス裁判所に対し、被告が没収したコンピュータまたはコンピュータのハードディスクのコピーを返還するよう要請した」。その申述書において、同国はまた、「2011年にカディス裁判所は治安警察に対しこの物品を返還するよう表向き命じたが、現在まで治安警察はこの裁判所命令に従っていない」、と述べている。

68. スペインは、2011年12月12日に提出した答弁書において、「Sage社への電子データのコピーの返還」は2011年7月12日に許可されており、「この文書のコピーは2011年7月27日と8月2日に関係者に渡された」、と主張している。

69. スペインによると、当裁判所での口頭手続の終結時点で、スペイン裁判所での刑事手続はまだ継続中である。

IV. 裁判所の管轄権

70. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島とスペインは、いずれも国連海洋法条約の締約国である。

71. 両当事国は、当裁判所が本件事件を審理する管轄権を有するかどうかについて、意見が一致していない。

72. 管轄権に関する関連規定は、海洋法条約286条、287条4項及び288条1項並びにITLOS規程21条である。

条約286条は、次のように定める。

「第3節の規定に従うことを条件として、この条約の解釈又は適用に関する紛争であって第1節に定める方法によって解決が得られなかったものは、いずれかの紛争当事者の要請により、この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所に付託される。」

287条4項は、次のように定める。

「紛争当事者が紛争の解決のために同一の受付手続を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、当該手続にのみ付することができる。」

288条1項は、次のように定める。

「前条に規定する裁判所は、この条約の解釈又は適用に関する紛争であってこの部の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する。」

ITLOS規程21条は、次のように定める。

「裁判所の管轄権は、この条約に従って裁判所に付託されるすべての紛争及びこの条約に従って裁判所に対して行われるすべての申立て並びに裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての事項に及ぶ。」

73. この文脈においては、海洋法条約288条4項も関連する。この規定は、次のように定める。

「裁判所が管轄権を有するか否かについて争いがある場合には、当該裁判所の裁判で決定する。」

(1) 宣言の範囲

74. スペインは、1997年1月15日に海洋法条約を批准し、2002年7月19日に条約287条に基づき宣言を行った。この宣言のうち関連する部分は、以下である。

「287条1項に基づき、スペイン政府は、この条約の解釈または適用に関する紛争の解決のための手段として、国際海洋法裁判所及び国際司法裁判所を選択する。」

75. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、1993年10月1日に海洋法条約を批准し、2010年11月22日に条約287条に基づき宣言を行った。この宣言は、次のように述べている。

「1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約287条に従い、私は、次のことをお知らせする光栄を有します。セントヴィンセント及びグレナディ

ーン諸島は、我が国の船舶の拿捕または抑留に関する紛争の解決のための手段として、附属書VIに従って設立される国際海洋法裁判所を選択します。」

76. 両当事国は、287条に基づき行われた両国の宣言が当裁判所に与えた管轄権の範囲について、見解が異なる。

77. スペインの主張によると、相互主義により、当裁判所が有する管轄権は条約287条に基づいて行われた2つの宣言が同一の法的根拠を対象とする範囲のみである。本件事件において、当裁判所の管轄権は、船舶の拿捕または抑留に関する海洋法条約上の紛争、つまり、船舶の「拿捕」または「抑留」の語を明記している条約規定上の紛争に、限定される、という。

78. これに対しセントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、自国の宣言の文言は紛争の範囲を制限しておらず、「自国の船舶の拿捕または抑留に関する」紛争の解決の手段として海洋法裁判所を受け入れた、という立場を示した。また、自国の宣言における「関する (concerning)」の表現は、自国の船舶の拿捕または抑留に関係 (bearing) を有するすべての条約規定に及ぶことを明白に示している。同国は、特に、自国の宣言を「拿捕」または「抑留」に明示的に言及する条約規定に関係する紛争のみに限定しようとする考えをはっきりと拒否し、このような解釈は287条に基づく自国の宣言をスペインの都合のよいような宣言に置き換えることになる、と主張する。

79. さて、海洋法条約は、特定のカテゴリーの紛争に限定した宣言を行うことを排除しておらず、また、事件を付託する直前に宣言を行うような可能性も排除していないことを、強調しておきたい。

80. いくつかの海洋法条約締約国は、条約287条に基づく宣言の範囲を限定している。このことは、国際司法裁判所 (ICJ) 規程36条2項に基づく十分に確立した国家実行でもある。

81. これに関していうと、締約国が海洋法条約287条に基づき異なる範囲の宣言を行っている場合は、裁判所の管轄権が存在するのは、紛争当事国の宣言の実質が合致する範囲のみである。ICJは、ノルウェー公債事件で次のように述べて

いる。

「2国による一方的な宣言が関係しているので、この管轄権が裁判所に与えられるのは、両国の宣言が裁判所に与える範囲のみである。両国の宣言を比較すると、フランスの宣言が認める裁判所の管轄権は、ノルウェーの宣言よりも狭い範囲である。したがって、裁判所の管轄権の基礎である両当事国の共通の意思は、フランスの留保が示す狭い範囲の制限内に存在する。」

(ノルウェー公債事件、判決、*ICJ Reports 1957*, p. 9, at 23; また、コンゴ領軍事活動事件(2002年の新提訴)(コンゴ民主共和国対ルワンダ)、管轄権及び受理可能性、判決、*ICJ Reports 2006*, p. 6, at p. 39, para. 88も見よ)

82. 当裁判所に与えられる管轄権は、紛争の範囲をより制限する宣言が適用される限度においてのみである。したがって、当裁判所がスペインの宣言よりも制限されているセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の宣言を解釈する必要がある。この点について、当裁判所は、海洋法条約287条に基づき行われる宣言は国の一方的行為であることを、強調しておきたい。したがって、この宣言を解釈するに当たり、特に強調されることは、その宣言を行った国の意図である。

83. 回答すべき問いは、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の宣言の文言は、「拿捕」または「抑留」の語を明記する海洋法条約規定のみを指しているのかどうか、である。この点について強調すべきであるが、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の宣言が言及しているのは、船舶の「拿捕または抑留に関する」紛争である。当裁判所の見解では、宣言で「関する (concerning)」の語の使用が意味することは、この宣言は「拿捕」または「抑留」の語を明記している規定だけでなく船舶の拿捕または抑留に関係 (bearing) を有するすべての条約規定まで含めている、ということである。この解釈は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が宣言を行った時の意図を考慮することで補強される。その意図は、原告の請求訴状における主張により証明されている。これらの主張から、セントヴィンセント及びグレナディ

ーン諸島の宣言が自国の船舶の拿捕または抑留に関係するすべての請求を対象とする意味であることは、明らかとなった。以上の理由で、当裁判所は、スペインが主張するようにセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の宣言を狭く解釈することは支持できない、と結論づける。

84. したがって、当裁判所は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の宣言は、同国の船舶の拿捕または抑留とこれらに関係するすべての事項を対象とする、と考える。

85. 回答すべき次の問いは、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の宣言における「自国の船舶」の表現の意味に関係する。ルイザ号はセントヴィンセント及びグレナディーン諸島において登録されており、したがってこの宣言の意味における「自国の船舶」とみなされるべきである。

86. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島によると、ジェミニⅢ号はセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の旗を掲げる船舶ではないけれども、同船はルイザ号のための給仕船でありしたがってルイザ号に「密接に関係している」。同国は、他の船舶に「密接に関係している」船舶は自国の旗を有する必要はない、と指摘する。

87. 当裁判所は、仮にこのような見解が受け入れられたとしても、ジェミニⅢ号はルイザ号と独立して機能したと考える。ジェミニⅢ号がルイザ号と一緒に活動を行ったのは、2005年2月にSage Maritime Scientific Research社が購入した時から2005年4月に両船の活動が終了した時までの期間のみである。その後、ジェミニⅢ号は、その船主から他社に傭船に出され、ルイザ号とは独立して活動を行った。このように、ジェミニⅢ号は、自身の独自性を有していた。したがって、同船は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の宣言の対象ではない。以上より、当裁判所は、ジェミニⅢ号については管轄権を持たない、と結論づける。

(2) 一応の管轄権と本案管轄権

88. 紛争の対象となっている事項 (subject of the dispute)⁴⁾と紛争の存在の問題に入るに先立ち、2010年12月23日の裁判所命令で一応の管轄権に関して当裁判所が決定したことが、本件の本案を扱う管轄権の問題に対していかなる効果を有するののかについて両当事国の間で意見が異なっている点を、取り上げる必要があるだろう。

89. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の主張によると、当裁判所が一応の管轄権を有すると判示した上述の裁判所命令の理由づけは、当裁判所が本件事件の本案を審理する管轄権を認める「十分な支持」を与えるものである、という。

90. これに対しスペインは、本案に関する裁判所の管轄権は暫定措置を扱った一応の管轄権に関する判断と関係しえない、と主張する。

91. 当裁判所命令のうち関係する箇所は、以下である。

「当裁判所は、現在の裁判手続の段階では、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が主張する権利の存在を決定的に確証する必要はなく、1998年3月11日のサイガ号事件(第2号事件)暫定措置命令において当裁判所が述べたように、『当裁判所は、暫定措置を指示するに当たり、本件事件の本案に関する管轄権を最終的に確認する必要はなく、原告が援用する規定が当裁判所の管轄権を基礎づける根拠を一応有すると思われぬ限り、暫定措置を指示することはできない』(サイガ号事件(第2号事件)暫定措置、1998年3月11日命令、*ITLOS Reports 1998*, p. 24, at p. 37 para. 29)。」

(ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008-2010*, p. 58, at

4) 訳者注：“subject of the dispute”の語は、「紛争の対象となっている事項」がITLOS規程24条1項の公定訳であり、ITLOS規則54条1項と55条2項にもこの語が用いられている。他方、本判決145項で言及されているPCIJ規程40条1項の公定訳は「紛争ノ目的」であり、またICJ規程40条1項は「紛争の主題」である。つまり、3つの規程の関連条文はいずれも公定訳が異なっている。

本翻訳では、ITLOS規程・規則のこの語をITLOS規程の公定訳に合わせて「紛争の対象となっている事項」と訳し、本判決145項のPCIJ規程のこの語はこれもその公定訳に合わせて「紛争の目的」と訳した。

p. 69, para. 69)

92. 本件事件の本案を審理する管轄権の問題は、書面手続と口頭手続の検討を行った後にのみ決定することができるのであって、暫定措置要請との関係での一応の管轄権に基づいて行われた決定に基づいて行われるものではない。当裁判所は、上記命令で次のように判示している。

「本件暫定措置命令は、当裁判所が本件事件の本案を扱う管轄権の問題や、本件請求訴状の受理可能性に関する問題ないし本案それ自体に関する問題について予断を与えるものではなく、また、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島とスペインがこれらの問題に関する主張を行う権利に影響を与えるものではない。」

(ルイザ号事件（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国）、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008-2010*, p. 58, at p. 70, para. 80；また、サイガ号事件（第2号）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、1998年3月11日命令、*ITLOS Reports 1998*, p. 24, at p. 39, para. 46も見よ)

(3) 紛争の対象となっている事項と紛争の存在

93. 両当事国は、本件事件の起源はルイザ号とその乗組員の抑留にあることについて見解が一致しているが、海洋法条約の解釈または適用に関する紛争が存在しているのかどうかについて、見解が一致していない。

94. これに関しては、ITLOS規程24条1項とITLOS規則54条1項・2項について、注意が必要である。

ITLOS規程24条1項は、次のように定める。

「裁判所への紛争の付託については、場合に応じ、特別の合意の通告により又は書面による申立て（written application）⁵⁾により、裁判所書記にあてて

5) 訳者注：この“application”（仏語ではrequête）の語は、このように公定訳では「申立て」である。実際の裁判開始時に原告が提出する書面は“Application”

行う。いずれの場合にも、紛争の対象となっている事項及び当事者を明示する。」

ITLOS規則54条1項及び2項は、次のように定める。

「1 裁判所の手続が申立てにより開始される場合には、その申立てには、申立てを作成した当事者、請求の相手国及び紛争の対象となっている事項を示さなければならない。

2 申立てには、裁判所の管轄権の基礎となるべき法的根拠をできるだけ明確に記載する。申立てには、また、請求の性質を正確に記載し並びに請求の基礎となる事実及び理由を簡潔に記載する。

95. これに関連して、ICJの確立した判例に言及することが適当であろう。すなわち「原告が、その請求訴状において、裁判所に審理してもらいたい紛争を裁判所に提出し、裁判所に付託した請求を示すのである」（漁業管轄権事件（スペイン対カナダ）、裁判所の管轄権、判決、*ICJ Reports 1998*, p. 432, at p. 447, para. 29）。

96. 当裁判所に付託された事件は、2つの面を持つ。1つは、船舶と乗組員の抑留に関わることであり、もう1つは、これらの乗組員の待遇に関することである。前者は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が、73条、87条、226条、227条及び303条に基づいて元々付託していた請求に関係している。後者は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が、書面手続の終結した後になって、条約300条に基づいて導入したものである。これは、口頭手続において議論され、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の最終申立に含まれた。

（仏語では*requête*）で、公定訳はないが一般に「請求訴状」と訳されており、本翻訳でも請求訴状と訳した。訳語が異なるが原語は同じであることに、留意が必要である。

なお、早期釈放を要請する手続は、“application”で公定訳は「申立て」である（海洋法条約292条）。この早期釈放裁判の開始時に原告が提出する書面は“Application”であり、訳者は「申立訴状」と訳したことがある。これらの訳語について、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『豊進丸事件』（早期釈放）2007年8月6日判決」『西南学院大学法学論集』50巻2・3合併号（2018年）219頁脚注2参照。

97. 以下、2つの面のそれぞれについて、順に検討しよう。

98. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、ルイザ号とその乗組員の抑留は海洋法条約73条、87条、226条、227条及び303条の違反を構成する、と主張する。これに対し、スペインは、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が援用する条約規定は本件の事実と全く適用できず、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の請求の法的基礎とはなりえない、と主張する。

99. 当裁判所が管轄権を有するかどうかを判断するためには、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が主張する事実と同国が参照する海洋法条約規定との関係を確認し、かつ、その規定が同国が付託する請求を支持しうることを示さなければならない。ICJは、オイルプラットフォーム事件で、次のように述べた。

「当裁判所は、裁判当事国の一方が紛争の存在を主張し他方がこれを否定していることを留意することにとどめることはできない。当裁判所は、イランが主張する1955年条約の違反が同条約規定の適用対象かどうか、そしてその結果、当裁判所が、21条2項の定めるところに従い、審理しうる事項的管轄権を有するような紛争であるかどうかを、確認しなければならない。」

（オイルプラットフォーム事件（イラン・イスラム共和国対アメリカ合衆国）、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1996*, p. 803, at p. 810, para. 16）

100. まず第一点であるが、海洋法条約73条の違反の主張に関して、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、同条2項に基づいて、次のように主張した。

「この規定の用語に与えられる通常の意味に従い誠実に解釈すると、被告は、拿捕された船舶及びその乗組員に関し合理的な保証金または合理的な他の保証を定め、その保証金の支払いまたは保証の提供の後に速やかに拿捕された船舶を釈放すべき義務の下に置かれる。」

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、また、次のように述べた。

「73条は排他的経済水域における活動を扱う第5部に位置づけられているけれども、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、この規定の意図

に注目したい。この規定が置かれているのは、国内の法と手続を置き換えるためではなく、外国船舶とその乗組員の基本的権利を保護するためである。」

101. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、更にまた、スペインは、海洋法条約73条に基づき、旗国であるセントヴィンセント及びグレナディーン諸島に当該船舶の抑留について通報すべき義務を負う、と主張する。

102. これに対し、スペインは、海洋法条約73条は排他的経済水域における漁業資源の探査及び開発にのみ関係する、という。ルイザ号は、EEZにおいて活動を行っていない。スペインは、ジャマイカの駐キングストン・同国大使館は、2006年3月15日付の口上書で、「ルイザ号への立ち入りと捜索」についてセントヴィンセント及びグレナディーン諸島に公式に通報した、と指摘する。

103. さて、海洋法条約73条1項は、次のように定める。

「沿岸国は、排他的経済水域において生物資源を探査し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利を行使するに当たり、この条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な措置（乗船、検査、拿捕及び司法上の手続を含む。）をとることができる。」

104. ルイザ号が抑留されたのは、排他的経済水域における生物資源に関するスペイン法令に違反したという理由ではない。抑留が行われたのは、「水中の文化遺産の保護及びスペイン領における兵器の所持及び保管」に関するスペイン法の違反の容疑に関する刑事手続の文脈においてである。

105. したがって、当裁判所の見解では、海洋法条約73条は、ルイザ号とその乗組員の抑留に関してセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が付託した請求の基礎とはなりえない。

106. 次に第二点目として、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、ルイザ号は、抑留されたために公海に出入りすることが許されなくなり、この抑留は海洋法条約87条が規定する、公海におけるセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の旗の下にある船舶の航行の自由に違反する、と主張する。また、寄港国が自国法違反の嫌疑を理由に長期にわたって外国船舶を抑留することが

許されるなら、この公海の自由はほとんど意味をなさなくなる、という。

107. これに対し、スペインは、この抑留は公海上で行われてはおらず、ルイザ号はスペイン港に任意に入渠した、と指摘する。また、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の87条の解釈はこの規定の真の意味に合致しない、この規定は長期にわたり確立した規範である「開かれた海 (*mare apertum*)」を法典化したものである、という。

108. スペインは、また、「(ルイザ号が)航行できないのは、現在の適法な拿捕によるためだけではなく、堪航性の国際基準を満たしていないからでもある」、という。SOLAS条約とMARPOL条約に基づくこの船舶についての証書は、2006年2月1日にルイザ号が抑留された時点ですでに失効していた。したがって、「スペインがルイザ号を拿捕したため海洋法条約87条に違反したという主張は、この規定の正しい解釈に反するばかりか、ルイザ号をめぐる論理と事実にも反する」、という。他方、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、「現在の堪航性の欠如は、87条違反についての被告の責任を減免するものではない」、と主張する。

109. さて、海洋法条約87条は、公海における自由、特に航行の自由を扱うものであり、この航行の自由は、公海に対して、及び条約58条に基づき排他的経済水域に対して、適用される。ルイザ号が抑留されたのは、同船がスペイン港に入渠している時であることに、争いはない。87条は、ルイザ号に対し法的手続により抑留されているにも関わらず、同船が港から離れ公海に出入りする権利を与えるものと解釈することはできない。したがって、当裁判所は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の主張は、海洋法条約87条がルイザ号の抑留に関してセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が申し立てた請求の基礎を構成しうることを確認していない、と結論づける。

110. この結論より、当裁判所は、ルイザ号の堪航性に関する両当事国の主張について判断を行う必要はない、と考える。

111. 第三点目であるが、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その請求の基礎として海洋法条約226条と227条も援用した。条約226条は、海洋環境

の保護及び保全のための適用のある法令または国際的な規則及び基準に対する違反についての外国船舶の調査を扱っている。227条は、国は、第12部の規定に基づく「権利の行使及び義務の履行に当たって、他の国の船舶に対して [...] 差別を行ってはならない。」と規定する。セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、これらの条約規定の適用の範囲が海洋環境に限定されることを踏まえつつも、「226条と227条は、本件事件において考慮されるべき国際法上の価値、特に不当な拿捕と調査及び差別からの自由、を反映している」、と主張した。

112. これに反論して、スペインは、226条と227条の範囲が限定されていることを強調した上で、両規定は、国の義務、特に条約216条、218条及び220条に基づく執行措置をとる際の沿岸国の義務を扱うものであると、指摘する。また、これら216条、218条及び220条の目的は海洋環境の保護及び保全に関する寄港国の権限を定めることであり、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島がいうようにその適用範囲を拡大することは、これらの規定の文言に反するばかりか、その趣旨及び目的にも反することになる、という。

113. さて、ルイザ号が抑留されたのは、「水中の文化遺産の保護並びにスペイン領における兵器の所持及び保管」に関するスペイン法の違反の容疑に関する刑事手続の文脈においてであることを、想起しておきたい。したがって、海洋法条約226条と227条は、ルイザ号の抑留に関してセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が付託した請求の基礎とはなりえない。

114. 第四点目であるが、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島はその最終申立において海洋法条約245条を含めなかったが、その訴答書面において自国の請求の基礎としてこの規定を援用し、ルイザ号の船主がスペイン領海において調査を行うための許可を同国の適法可能な法令に基づき取得し同領海で「活動を行うためスペインから明示的な同意を得ていた」、と主張する。そして、「そうであるにも関わらず、被告はこの船舶と科学的器具を差し押さえ、また原告が石油とガスを販売する機会を奪った」、という。

115. これに対しスペインは、ルイザ号が「差し押さえられたのは、許可違反や

許可証に記された条件の違反ではない」、という。同国は次のように述べた。

「ルイザ号が差し押さえられたのは、同船が、水中の文化遺産の保護並びにスペイン領における兵器の所持及び保管に関するスペイン法に明白に違反するために用いられたからである。」

116. さて、海洋法条約245条は、次のように定める。

「沿岸国は、自国の主権の行使として、自国の領海における海洋の科学的調査を規制し、許可し及び実施する排他的権利を有する。領海における海洋の科学的調査は、沿岸国の明示の同意が得られ、かつ、沿岸国の定める条件に基づく場合に限り、実施する。」

117. 当裁判所は、調査許可の違反の問題は生じない、と考える。というのは、すでに述べたように、ルイザ号が抑留されたのは、「水中の文化遺産の保護並びにスペイン領における兵器の所持及び保管」に関するスペイン法の違反の容疑に関する刑事手続の文脈においてであるからである。したがって、当裁判所の見解では、海洋法条約245条は、ルイザ号の抑留が海洋の科学的調査を行う権利を侵害したとするセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が付託した請求の基礎とはなりえない。

118. 第五点目であるが、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は申述書と最終申立において海洋法条約違反の基礎として条約303条を援用したが、抗弁書では次のように述べている。

「申述書86項で303条を参照したが、これは誤植と思われる。つまり、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、303条に基づく実体的権利を主張していない。申述書のこの部分は、304条を参照すべきであった。この規定は、原告に賠償金を支払うべき責任は、海洋法条約の規定だけで決められるのではなく、国際法の先例に基づいても認定されることを、定めている。」

119. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島はその最終申立において海洋法条約303条を援用したが、この規定は、海洋において発見された考古学上のまたは歴史的な特質を有する物を保護すべき沿岸国の義務と権利に言及してい

る。セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が抗弁書で述べたように、この規定は本件事件と関係がない。

120. 第六点目であるが、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は最終申立において海洋法条約304条を参照しなかったけれども、前述118項で引用したように、同国はその抗弁書でこの規定を取り上げている。

121. 海洋法条約304条は、次のように定める。

「この条約の損害についての責任に関する規定は、国際法に基づく責任に関する現行の規則の適用及び新たな規則の発展を妨げるものではない。」

122. 当裁判所は、海洋法条約304条の適用の問題は、当裁判所が本件事件の本案について審理する管轄権を有すると判示した場合にのみ生じうる、と考える。

123. 第七点目。セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の主張によると、ルイザ号の船長または同国領事の事前の許可のない同船への乗船は、一般国際法の違反のみでなくスペイン刑事手続法561条の違反をも構成する、という。

124. これに対し、スペインは、この義務が一般国際法において存在するという考えを否定する。確かに同国の刑事手続法は乗船に当たり船舶船長の事前の許可を要するとしているが、同国は、その国内裁判所によるこの規定の解釈では、次のようなものであると主張している。

「麻薬取引やテロ行為などの一定の種類の犯罪行為の訴追に当たっては、いくつかの例外が認められている。人道的理由で乗船する必要がある場合や、犯罪が船内で行われたような場合も、これに該当する。」

125. 海洋法条約には、寄港国に対し、自国の港に入渠している船舶に乗船し及び船舶を捜索するに先立ち、旗国に通告しなければならないとか、ルイザ号など商業目的で運航されている外国船舶の旗国またはその船長の許可を得なければならない、とするような規定はない。また、スペインが、許可なくルイザ号に乗船することでスペインの刑事手続法561条に違反したかどうかを判断することは、当裁判所に義務づけられていない。当裁判所は、この点についてセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の主張は裁判所の管轄権の問題と関係がない、と考える。

126. 最後に、第八点目として、海洋法条約300条が本件の事実と状況に適用可能であるという主張を取り上げよう。

127. 本件裁判の書面手続の終結後に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、裁判所書記に宛てた2012年9月25日付の書簡で、次のように述べた。

「(自国の弁護人は) 今後、管轄権問題を取り上げる予定である。この問題には、カディスその他の場所で被告とその代表が行った人権侵害を含むが、これに限らない。彼は、これらの侵害行為を、特に国際法の基本原則と海洋法条約300条に関係づけるつもりである。」

128. これに反論して、スペインは、裁判所書記に宛てた2012年9月28日付の書簡で、次のように述べた。

「スペインが海洋法裁判所に目を向けていただきたいことは、原告は、その申述書においても抗弁書においても国連海洋法条約300条に言及しなかったし、300条とスペインが本件において行ったとされる人権侵害との関係に基づく理由付けを示さなかった、ということである。

[...] したがって、これらの主張は新たな主張であって、これまでセントヴィンセント及びグレナディーン諸島は書面手続において公けにしていない。これらの主張を口頭手続で行うことは、被告が知らされていなかった主張、つまりスペインが書面手続において防禦することができなかった主張が、行われることを意味する。

[...] この行動は、対立構造を有するすべての裁判手続を規律する『武器対等』原則 (principle of “equal arms” (*égalité des armes*)) に反し、したがって、誉れ高い国際海洋法裁判所を含むすべての国際裁判所でのすべての手続の中核にある最も基本的な原則である適正手続に違反する。

その結果、スペインは、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が、本件の本案での弁論において用いるために、予想外で時宜を逸したやり方で述べようとしているかのように見えるこの新たな主張に、対等に反対する。」

129. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が口頭手続において主張した

ことによると、海洋法条約300条は「独立して援用可能であり」、「両当事国の間には、本件において裁判所に本案管轄権を与える300条をめぐって、真の紛争が存在しており」、そして、「権利の濫用、本件事件においては人権と財産権の両方に関する濫用、を扱う国際法上の条約義務の正当性を否定する」ものは何もない、という。

130. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その主張の理由づけを展開しつつ、海洋法条約300条に基づく当裁判所の管轄権は「管轄権」を扱う条約288条1項に従う、と主張する。これに関して、同国は次のように述べた。

「300条がある種の司法立法への扉を開けたという人もいるであろう。正直に言うなら、この考えには、ある程度根拠がある。というのは、この300条の規定が海洋法裁判所が考慮しなければならない法に権利濫用論を組み入れても、海洋法条約にはほとんど指針が与えられないからである。しかし、原告は、だからといって300条が意味を持たず捨て去ることができることにはならない、と謹んで申し上げる。

[...]

この300条の規定を正確に性格づけするなら、広範な解釈とリベラルな適用を招来するもの、ということができる。その判断を行うのは海洋法裁判所であるけれども、原告は、裁判所に300条の規定を適用する責任を受け入れるよう求める。なぜなら、その責任は海洋法条約締約国が裁判所にはっきりと委任したものだからである。裁判所は、300条において委任された国際法の漸進的発達への挑戦に対処することができるし、対処すべきである。そして、ルイザ号事件における特定の事実に対し、国際法において十分に根拠を持つ権利濫用論を適用することができるし、適用すべきである。繰り返すが、裁判所は、ルイザ号事件における特定の事実に対し権利濫用に関する国際法理論を適用する権限を有するし、原告の見解では条約300条が明記するように、これを適用する義務も有するのである。」

131. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島によると、「海洋法条約の起草者たちが300条を条約全体の要石にしたのは、まさに、すべての事実上の

及び法的な事情を明文の規則で予想し対象とすることはできないからである」、
「300条が、権利の濫用がある場合に正義を発見することを海洋法裁判所に認めることによって、間隙を埋める」、300条は裁判所に対し「不正義がある事件について審議を行い必要なときには是正する補足的権限」を与えている。また、300条に照らすと、「人権侵害（[...] 財産権侵害を含む。）は、海洋法裁判所が検討を行う正当かつ必要な法の淵源である」、という。

132. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の主張によると、権利濫用論は信義誠実原則と適正手続原則に密接に関係しており、この権利濫用が生じるのは、「スペインの現地当局が法的な権利ないし権限を行使して、その行使から得られる利点が、Alba Avella（娘）、2人のハンガリー人乗組員、Mario Avella（父）とJohn Foster、及び、主権国家であるセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が被った損失と比較して、不当に均衡を逸している場合」である、という。

133. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、また、同国が海洋法条約300条を援用することに対しスペインは異議を唱えることはできない、という。なぜなら、スペインは、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の暫定措置要請に対する反論書75項で、また、スペインの答弁書186～190項で述べたように海洋法条約294条に言及して法的手続濫用論の文脈で、300条を明示的に引用しているためである。セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、したがって、スペインは「条約300条は本件に関係しない、と信頼して主張することは禁じられる（*estopped*）⁶⁾」、と付言した。

134. これに対し、スペインは、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が主張するような海洋法条約300条の解釈は支持できない、権利の濫用が援用できるのはこの条約により認められる権利、管轄権及び自由の行使の方法にのみ関係している、こういった権利、管轄権及び自由が濫用される場合にのみ300条が

6) 訳者注：ここでは判決英文に基づき訳出したが、判決仏文では、「禁反言の原則（*principe de l'estoppel*）により、主張することは認められない」という表現であり、はっきりと「禁反言の原則」に言及している。

適用されうる、と主張する。

135. スペインは、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島がスペインが海洋法条約300条を援用する権利への挑戦は禁じられる (estopped) と主張したことに反論して、「信義誠実原則の明白な表現である」300条の適用については異論はない、と指摘する。ただ、300条は「海洋法条約の各条文の1つ1つに適用される」のであり、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は海洋法条約の「条文を特定していない」、と主張する。また、300条はそれ自体の生命を有しているとは考えておらず、海洋法条約の他の条文と独立して300に依拠してはいない、という。

136. さて、海洋法条約300条は次のように定める。

「締約国は、この条約により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約により認められる権利、管轄権及び自由を権利の濫用とにならないように行使する。」

137. 条約300条の文言から明らかなように、300条はそれ自体で援用することはできない。この規定が関係するのは、条約により「認められる権利、管轄権及び自由」が権利の濫用となるような方法で行使される場合のみである。

138. 海洋法条約300条が本件事件に適用されるかどうかを検討するに先立ち、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島がその請求訴状で示した紛争と全く異なる性質のものに変更しようとしているとするスペインの主張について、検討したい。スペインは、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島がこの主張を行ったのは「恐らく、海洋法条約73条、87条、226条、227条及び245条への参照が法的な基礎にならないと考えたからであろう」、という。スペインは、また、このような変更は、海洋法裁判所における裁判手続で尊重しなければならない対審手続規則及び「武器対等」原則とは両立しない、という。

139. スペインは、また、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が、海洋法条約300条を「人権、逮捕された個人の権利及びルイザ号船主の財産権の侵害」についての「新たな管轄権原」を導入しようとしている、このようにして「紛争の性質を変更し」「新たな事件」を提起しようとしている、と付言する。

140. スペインの主張によると、口頭手続において人権侵害に関する新たな主張を組み入れることは、スペインから、「武器対等」原則が求めるような防禦準備の可能性を奪うものである、という。スペインは、次のように述べた。

「しかし、本件事件の実体部分、つまり原告が提起した全くの偽りの人権侵害の申立に戻ろう。この重大なる告発は、口頭弁論の際に初めて現れた。

[...] 私は、裁判手続の口頭弁論の段階でこれらの新主張を持ち込むことは、スペインから、武器対等原則が求める防禦準備の可能性を奪うものであることを、指摘せざるを得ない。

[...]

原告は、この口頭弁論の段階でその立場を大きく変更して、書面手続の段階で援用した海洋法条約規定をすべて捨て去り、これまで提示していた主張のすべてを忘却したのである。」

141. さて、原告の請求訴状と申述書はいずれも、海洋法条約73条、87条、226条、245条及び303条についてのスペインの違反とこれにより生じる賠償金に焦点を当てている。これら2つの書面は、海洋法条約300条とその本件事件の事実への適用に言及していない。書面手続の終結後に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、実質的に300条に基づく請求及びスペインによる人権侵害として、自国の請求を提起したのである。

142. 海洋法条約300条へのこのような依拠は、請求訴状で示された請求と比較して、新たな請求を作り出すものである。つまり、この請求は当初の請求に含まれていない。また、新たな請求が認められるためには、その請求が請求訴状から直接に生じるかまたは請求訴状に黙示的に示されていなければならないというのが、法的要件である（ナウル燐酸事件（ナウル対オーストラリア）、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1992*, p. 240, at p. 266, para. 67を見よ）。

143. この文脈において、ITLOS規程24条1項の規定に目を向けたい。すでに留意したように、この規定は、特に、紛争が当裁判所に付託されるときは、「紛争の対象となっている事項（subject of the dispute）」を明示する、と定める。同じく、ITLOS規則54条1項によると、手続を開始する申立てには、「紛争の

対象となっている事項」を明示しなければならない。このことから明らかなように、その後の訴答書面は申立ての内容を詳しく説明することができるにせよ、申立てに示された請求の限界を超えてはならない。要するに、申立てにより当裁判所に付託された紛争は、異なる性質の他の紛争に変型することはできないのである。

144. これに関連して、常設国際司法裁判所(PCIJ)とICJがその規程と規則の対応する条文を解釈した先例も、参照することができる。

145. PCIJは、次のように述べた。

「PCIJ規程40条に基づき、紛争の目的(subject of the dispute)を示すのは請求訴状であり、申述書は、請求訴状の内容を詳しく説明することができるにせよ、請求訴状に示された請求の限界を超えてはならない。」

(プレス公の財産管理事件、1933年2月4日命令、*PCIJ Series A/B, No. 52*, p. 11, at p. 14)

PCIJは、ベルギー商事会社事件において、次のように付言した、

「裁判当事国が口頭手続終結時まではその申立を修正する自由は、合理的に、かつ、請求訴状が紛争の目的を示さなければならないと定めるPCIJ規程40条と[1933年の]PICJ規則32条2項の内容を害することのないように、解釈しなければならない。」

(ベルギー商事会社事件、1939年判決、*PCIJ Series A/B, No. 78*, p. 160, at p. 173)

146. ICJは、ナウル燐鉱山事件とオイルプラットフォーム事件で、この先例を確認した。ICJは、後者の事件において次のように述べている。

「裁判当事者が、裁判手続が進行している間は『当裁判所に付託された紛争を異なる性質になるような他の紛争に変型する』ことができないことは、当裁判所の先例において十分に確立している(ナウル燐鉱山事件(ナウル対オーストラリア)、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1992*, p. 265, para. 63) 」

(オイルプラットフォーム事件(イラン・イスラム共和国対アメリカ合衆

国)、判決、*ICJ Reports 2003*, p. 161, at p. 213, para. 117)

147. 本件事件において、この先例と異なる判断を許すような特別の事情はない。

148. 当裁判所は、ITLOS規程24条1項とITLOS規則54条1項・2項を解釈して、これらの規定は法的安全と優れた司法行政の観点から見て不可欠のものである、と結論づける(また、ナウル燐鉱山事件(ナウル対オーストラリア)、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1992*, p. 240, at p. 267, para. 69を見よ)。

149. これらすべての理由で、当裁判所は、請求訴状により当裁判所に付託された紛争を裁判手続の進行中に異なる性質の他の紛争に変型させることを、認めることはできない。

150. したがって、当裁判所の見解では、海洋法条約300条はセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が付託した請求の基礎とはなりえない。

151. 以上の理由で、当裁判所は、請求訴状が提出された時点で両当事国の間で海洋法条約の解釈または適用に関する紛争は存在せず、したがって、当裁判所は本件事件を審理する事項的管轄権を有さない、と結論づける。

152. この結論より、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は海洋法条約283条に基づく意見交換の義務を満たしておらず、したがって同国が当裁判所を利用することは認められない、とするスペインの主張を当裁判所が取り上げる必要はない。

153. 当裁判所は、本件請求訴状を審理する管轄権を有しないので、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の請求に関する裁判所の管轄権に対して及び受理可能性に対して提起されたその他の抗弁について、検討する必要はない。

154. 当裁判所は、本件事件において管轄権を有しないと結論づけたけれども、前述59項～62項で述べた人権問題について留意しておく。

155. 国は、国際法上の義務、特に人権法上の義務を履行しなければならず、法の適正手続の考慮はすべての事情において適用されなければならない(ジュノ・トレーダー号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニアビサウ)、早期釈放、判決、*ITLOS Reports 2004*, p. 17, at pp. 38-39, para. 77; 富丸事件(日本対ロシア連邦)、早期釈放、判決、*ITLOS Reports 2005-2007*, p.

74, at p. 96, para. 76を見よ)。

V. 裁判費用

156. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その最終申立において、当裁判所に対し、「本件要請に関連して裁判所において確証される合理的な弁護士料及び裁判費用(50万ユーロを下回らない金額)の支払いを判示すること」、を要請している。これに対しスペインは、その最終申立において、「原告に対し、裁判所が決定することに従い、本件裁判に関連して被告が負担した裁判費用(50万米ドルを下回らない)を支払うよう命じること」、を要請している。

157. 暫定措置要請に関する裁判手続において、両当事国は、当裁判所に対し、この暫定措置の裁判手続の段階に関連して負担した支出額について自国の主張を支持して裁判費用を判示するよう、要請した。当裁判所は、2010年12月23日の命令で、「両当事国が本件裁判手続に関して負担した費用についての申立は、最終決定における検討に」留保することを、決定した。

158. 当裁判所の裁判手続における裁判費用に関する規則は、ITLOS規程34条が定めるように、当裁判所が別段の決定をしない限り当事国は各自の裁判費用を負担する、というものである。

159. 本件裁判において、当裁判所は、本件裁判の暫定措置の段階と本案の段階の両方に関して、各当事国は各自の裁判費用を負担するとする一般規則と異なる判断を示す必要がない、と考える。

VI. 主文

160. これらの理由により。

当裁判所は、

(1) 賛成19、反対2で、

当裁判所は2010年11月24日にセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が提出した請求訴状を審理する管轄権を持たない、と認定する。

賛成：YANAI所長；HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、NELSON、
CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、NDIAYE、COT、
PAWLAK、TÜRK、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK、
KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官

反対：JESUS、LUCKY各裁判官

(2) 全員一致で、

両当事国は各自の裁判費用を負担する、と決定する。

本判決は、2013年5月28日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれセントヴィンセント及びグレナディーン諸島政府とスペイン政府に送付する。

(柳井国際海洋法裁判所長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

(Paik裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、本判決に宣言を付した。Ndiaye、Cot、Kateka及びBouguetiaia各裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、本判決に個別意見を付した。Jesus及びLucky各裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、本判決に反対意見を付した。)

Paik裁判官による宣言

1. 私は、本判決の結論とほとんどの理由付けについて同意している。ただ、当裁判所の裁判手続において何らかの形で今後また生じる可能性があると思われるいくつかの問題について、意見を述べておきたい。

ジェミニⅢ号の国籍

2. 「ジェミニⅢ号」は、抑留された時にセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の旗を掲げていなかったことに、争いはない。しかし、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、ルイザ号の「給仕船」であり、同国の旗を有するよう義務づけられていなかった、と主張した。そう主張することで、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、ジェミニⅢ号自体は同国の国籍を保持しており、国連海洋法条約(以下「海洋法条約」または「条約」とする。)287条に基づく同国の宣言における「自国の船舶」とみなされるべき、と示唆する。

3. 海洋法条約は、船舶の国籍の問題を国内法の判断に委ねている。その関連規定は91条であり、次のように定める。

〔第91条 船舶の国籍〕

- 1 いずれの国も、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定める。船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍を有する。その国と当該船舶との間には、真実な関係が存在しなければならない。
- 2 いずれの国も、自国の旗を掲げる権利を許与した船舶に対し、その旨の文書を発給する。」
4. 当裁判所がサイガ号事件(第2号事件)で述べたように、「船舶の国籍は、裁判所に付託された紛争における他の事実と同じく、両当事国が提示する証拠に基づいて判断されるべき事実の問題である。」(サイガ号事件(第2号事

件) (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 37, para. 66)。船舶の国籍に関する紛争においては、最初の立証責任を負うのは、船舶が自国の国籍を保持していると主張する国にある(グランド・プリンス号事件(ベリーズ対フランス)、早期釈放、判決、*ITLOS Reports 2001*, p. 17, at p. 38, para. 67)。したがって、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が、ジェミニⅢ号が同国国内法に基づき同国の国籍を許与されたことを、まずは確認しなければならない。

5. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、この点について全く確認しなかった。当裁判所が直接に質問、つまり「セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が自国の旗を掲げていないジェミニⅢ号の釈放を要請する法的正当化事由は何か。」を示したにも関わらず、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その主張を支持するための関連のある国内法ないし国内実務における証拠を何ら示すことができず、ただ単に、ジェミニⅢ号はルイザ号の給仕船として用いられたと繰り返したただけであった。この点についてセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が提出した書類は、2005年2月17日に発行されたジェミニⅢ号の購入請求書と1999年12月21日に発給された小型船舶証明書のみであった(2011年6月10日のセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の申述書の附属書3を見よ)。

6. 船舶登録は、多くの国の船舶関係法令において最も広く用いられている国籍許与方法である。しかし、国際航行を目的としない小型船舶については、登録は義務づけられないことがある。いずれにせよ、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の国内船舶関連法令または国内実務が、登録なく「給仕船」に「母船」の国籍を有することを許しているのなら、同国はジェミニⅢ号の同国国籍を確認するため、そのような効果についての証拠を提出すべきであった。

7. 加えて、そういった国内法令または実務がセントヴィンセント及びグレナディーン諸島で存在しなかったとしても、当裁判所は、ジェミニⅢ号がルイザ号の給仕船として同国の国籍を保持していたとする主張を受け入れることは、難

しかつたであろう。というのは、本判決87項で示されたように、ジェミニⅢ号は当該期間のほとんどでルイザ号と独立して運航されていたためである。

8. 法及び事実において、ジェミニⅢ号のセントヴィンセント及びグレナディーン諸島国籍の主張を支持する証拠がないため、当裁判所は、ジェミニⅢ号はセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の宣言の対象ではなく、したがって同船の拿捕または抑留に関する紛争を審理する管轄権を持たない、と結論づけるほかない。

紛争の存在の認定についての方法

9. 国は、海洋法条約の当事国となることで、「この条約の解釈又は適用に関する紛争」であつて条約第15部の規定に従つて付託されるものについて、第15部第2節に基づく義務的手続を受け入れる。本件事件において、両当事国は当裁判所の管轄権を受け入れている。なぜなら、条約287条に基づいて行われた宣言により、両国間の紛争の解決手段として当裁判所を選択しているからである。しかしながら、両国は、両国間の紛争が条約の解釈または適用に関するものであるかどうかについて、意見が一致していない。そのため、当裁判所が扱うべき第一の問題は、裁判所に付託されたこの紛争が条約の解釈または適用に関する紛争であるかどうかであり、当裁判所がこの紛争を審理する事項的管轄権を有するかどうか、である。

10. この問題に答えるためには、一方の当事国が紛争が存在することを主張し他方の当事国がこれを否定するだけでは、不十分である(オイルプラットフォーム事件(イラン対米国)、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1996*, p. 803, at p. 810, para. 16)。条約の解釈または適用に関する紛争の存在を認定するため通常用いられる方法は、一方の当事国の請求の基礎となる事実とその国が援用する条約規定との間に関係があるかどうかを検討することである。言い換えると、国際裁判所が検討すべきことは、当事国の請求がその国が依拠する条約規定に「該当する(“fall under” or “fall within”)」かどうか、また、当事国が援用する

規定がその国が主張する事実及び請求を「対象とする (cover) 」かどうか、である。

11. 当裁判所は、本判決においてこの方法を用いた。裁判所は判決99項で、次のように述べた。

「当裁判所が管轄権を有するかどうかを判断するためには、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が主張する事実と同国が参照する海洋法条約規定との関係を確認し、かつ、その規定が同国が付託する請求を支持し示すことを示さなければならない。」

12. しかし、この方法は、別の問題を引き起こしている。それは、海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在を確認するには、どの程度の関係を示さなくてはならないのか、である。この関係は明白 (manifest) でなくてはならないのか。あるいは、合理的なまたは妥当な (plausible) 関係で十分なのか。この点についての評価基準はどうあるべきなのだろうか。

13. この問題について、当裁判所の先例はほとんどない。当裁判所は、暫定措置裁判においては海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在に直面したことがあったが、本案裁判でこの問題を扱わなくてはならなかったのは、本件事件が初めてである。他方で、国際司法裁判所 (ICJ) はこの問題について先例があるが、この先例は必ずしも一貫していない (ICJの先例の分析について、前記オイルプラットフォーム事件判決Higgins裁判官個別意見 (ibid., pp. 847-861) を見よ)。ICJの先例が一貫していないのは、ICJが扱った事件の事情の違いによるものと思われる。

14. 一つにはこの理由のため、また一つには、紛争の存在に関する本判決の判断が2010年12月23日の暫定措置命令での同じ問題についての判断と異なっていたことが理由で、請求の基礎となる事実と援用された規定との間でどの程度の関係が必要なのかの問題について、簡単に検討することが適切だったと思われる。

15. 本件事件の暫定措置の段階では、海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在について両当事国で意見が一致しなかったにも関わらず、当裁判所は、この問題にそれほど目を向けることはなく、また、何ら理由を述べることなく

「両国の間において海洋法条約の規定の解釈及び適用に関して紛争が存在したと、一応いうことができよう。」と結論づけた(ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008-2010*, p. 58, at p. 67, para. 56)。

16. この暫定措置命令に付した私の個別意見で、私はこの問題について次のように述べた。

「原告がその請求の法的根拠として援用した規定は本件の事実に明白に関係づけられるとはいえないけれども、現段階では、当裁判所は、原告の主張が『十分に』説得力があるまたは妥当であるかどうかを確認する必要がないからである。一応の管轄権の敷居は、かなり低い。それは、現段階で必要なことは、当裁判所が本案について管轄権を有する『かも知れない』ことを確認することであるためである。当裁判所が、原告が本案管轄権について説得力があるまたは妥当であるような立論を行ったと判断する限りにおいて、一応の管轄権の要件は満たされたと考えるべきであろう。原告が援用した規定の少なくとも1つつまり条約87条が本案について説得力ある立論の根拠を提供するということは、被告が当該船舶に対し予審起訴決定を与えることなくあるいは必要な司法的手続を行うことなく不当に長期間抑留していることに鑑みると、明らかである。したがって、『この条約の解釈又は適用に関する紛争』は、本件請求訴状が提出された日に両当事国の間に存在する、と一応いえよう。」(Paik裁判官個別意見、*ibid.*, pp. 73-74)

17. 本判決において、当裁判所は、この関係を評価するための基準を特に示すことはなかったが、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が援用した個々の規定が事実と同国の請求に適用可能かどうか、検討を進めた。そして、裁判所は、両者の間には十分な関係はもとより合理的な関係すらなく、また、同国が援用した規定は、海洋法条約上の両国間紛争の存在の実体的根拠を提供しない、と判断した。

18. 私は、裁判所の方法は正しいと考える。管轄権を最終的に認定するために

適用される方法と評価基準は、一応の認定のための方法と評価基準と同一ではありえない。「妥当な関係 (plausible connection) 」は一応の管轄権については十分でありえても、裁判所の管轄権に関する最終的認定がなされる本件事件については、足りないのである。管轄権に関わる関係性基準が異なる場合は異なる結論が導かれることがあるのは、驚くことではない。このことが、本件事件において、裁判所における付随手続と本案手続において生じた、ということである。

19. 海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在を認定するに当たり、裁判所ができる限りしかし事件の本案に立ち入ることなく、援用された規定と主張される請求との間に十分な関係があることを確認する必要がある。管轄権の問題は常に、細心の注意を払って検討しなくてはならない。それは、この問題は国の同意に基づいて決められるからである。このことは、海洋法条約第15部第2節に基づいて主張される管轄権については一層妥当する。なぜなら、義務的手続を定める裁判付託条項を有しつつもこの条項に留保を許しあるいは義務的手続を選択的なものとしている多くの多数国間条約と異なり、海洋法条約はいずれの余地も認めていないからである。したがって、必ずしも、条約第15部は制限的に解釈され適用されるべきということにはならない。ただし、海洋法条約の義務的手続に基づく管轄権の存在の認定は特別の慎重さと裁判所による綿密な検討が求められる。

海洋法条約87条の適用可能性

20. 私は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が援用する海洋法条約規定の適用可能性についての裁判所の判断に、同意する。しかし、上記16項で引用した私の個別意見で述べたことに照らすと、特に条約87条の適用可能性について意見を述べるのが適当であると思う。この点について、私は、この本案段階で裁判所が行ったことは、スペインがセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が援用した規定に違反したかどうか—これは本質的に本案の問題であ

る一を判断することではなく、これらの規定が、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が行った請求を対象としたがって適用されるのかどうかを判断することである、と指摘する。

21. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、ルイザ号がスペインの領海内及び内水内で行った行為についてスペイン港内で拿捕されたことは、争っていない。しかし、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、同国の船舶がスペインにより行われた「違法な抑留」により公海への「出入り」が否定されている、と主張した(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の2011年6月10日の申述書72~73項)。同国はまた、「寄港国が、船舶に関する寄港国国内法の軽微な違反により外国船舶を抑留することが許されるなら、この自由[公海の自由]は、ほとんど意味をなさない」と主張した(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の2012年2月10日の抗弁書p. 26)。したがって、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、公海自由の行使、特に航行の自由の行使がスペインにより同船の継続的な抑留により侵害された、と主張しているように思われる。

22. この点について留意すべきであるが、「ARAリベルタード号事件」において、アルゼンチンはフリゲート艦ARAリベルタード号の抑留に関して類似した主張を行っている。アルゼンチンは、ガーナによる同船の抑留が海洋法条約87条が保証する航行に関する公海の自由の行使を妨げている、と主張した(AARリベルタード号事件(アルゼンチン対ガーナ)、2012年12月15日暫定措置命令、43項)。

23. 公海の自由を定める海洋法条約87条は、国に対し、この自由を妨げない義務を課している。問題は、この規定において定められている公海の自由、特に航行の自由は、この自由を享有する公海への出入りを行う国の権利を含むのか、また、この自由は、不当な干渉を受けることなく自国籍を有する船舶が沿岸国の港を離れることを確保する旗国の権利をも含むことができるのか、である。

24. 常設国際法司法裁判所(PCIJ)とICJは、海洋法条約87条が直接適用されたのでもその文脈においてでもないが、いくつかの機会において航行の自由の

概念を扱っている。例えば、オスカー・チン事件判決において、PCIJは、ベルギー領コンゴにおける河川の航行についての関税を引き下げるベルギー政府の措置に言及して、航行の自由を解釈して次のように述べた。「普遍的に受け入れられている考えによると、条約〔1919年サン・ジェルマン条約〕が言及する航行の自由は、船舶の移動の自由、入港する自由、施設と船渠を利用する自由、荷物を積み荷し積み下ろしする自由、及び商品と乗客を輸送する自由を含む（オスカー・チン事件、1934年判決、*PCIJ Series A/B, No. 63*, p. 65, at p. 83）。同様に、ニカラグア事件判決において、ICJは、「米国によるニカラグア港での機雷敷設は、明らかに、1956年条約〔米国＝ニカラグア友好通商航海条約〕19条1項が保証する航行と商業の自由に矛盾する」、と認定した。この規定は、「両国の領域においては、商業及び航行の自由が認められる」、と定める（ニカラグア事件（ニカラグア対アメリカ合衆国）、本案、判決、*ICJ Reports 1986*, p. 14, at paras. 278-279）。これら2つの事件において、航行の自由の概念が広く解釈されている。

25. しかし、私は、これらの事件における航行の自由は、紛争当事国の間で締結された特定の条約の文脈における自由であることを、強調しなければならない。典型的には、友好通商航海条約における航行の自由は、一方の国の船舶が、外国の商業と航行に開放されている他方の国の港と水域に出入りする権利を含む。したがって、これらの判決で述べられたことは、その特定の文脈で理解されるべきである。他方で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が援用した航行の自由は、公海の自由に関する海洋法条約87条に基づくものである。条約87条は公海にのみ適用されまた条約58条1項を通じて部分的に排他的経済水域に適用されることは、86条の規定から明らかである。86条は、「この部〔公海〕の規定は、いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋のすべての部分に適用する。」と規定する。

26. 海洋法条約125条は、内陸国の海への出入りの権利及び通過の自由について規定する。特に、この条の1項は、次のように定める。

「内陸国は、公海の自由及び人類の共同の財産に関する権利を含むこの条約に定める権利の行使のために海への出入りの権利を有する。」(下線は引用者)

同様に、1958年公海条約3条1項は、無海岸国は、沿岸国と同等の条件で海洋の自由を享有するために、自由に海洋に出入ることができるものとする。』と規定する。ただし、海洋への出入りの権利または自由な出入りは、内陸国にのみ限られている。いうまでもなく、公海の自由はすべての国について一般的な出入りの権利を伴うものではない。

27. 想起すべきであるが、海洋法条約の最も重要な特徴の1つは、この条約が海洋を様々な海域に区分し、これらの海域における締約国の特定の権利(及び/または管轄権)と義務を規定している。締約国の権利と義務の射程、範囲及び性質は、海域により異なる。もとより、この空間区分は海洋法条約に基づく海洋の国際法秩序の基礎を構成しており、条約は概ね海洋区分に従って組み立てられている。したがって、海洋法条約の解釈に当たっては、海域と特定の権利または義務が規定されている文脈とに明白に参照することが、欠かせない。

28. 公海の自由は、国際法上の最も古い原則の1つである。よく知られているように、公海条約は1958年ジュネーブ海洋法諸条約のうち、唯一、国際法の確立した原則を法典化したものである。公海自由の内容は時代により変化し変遷するものであるけれども、この自由はすべての国が「公海において」享有する自由であることは、長い間確立している。

29. 公海自由を享有する国が公海に出入りする権利を含むようこの自由を拡張することは、海洋法条約の関連規定の文言と文脈からも、この事項に関する確立した国家実行からも、認められない。これらの理由で、私は、海洋法条約87条はセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の請求の基礎を与えることはない、と結論づけたのである。

(Jin-Hyun Paik裁判官の署名)

【資料】 国際海洋法裁判所「ルイザ号事件」2013年5月28日判決

(2020年10月29日稿)

【付記】 本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「国連グローバル・コンパクトを中心としたグローバルCSRレジームの研究」（科研費16KT0091）による成果の一部である。